

## (2) - i アニマルウェルフェアの章への家きんに関する記載の追加について

家きんを食鳥処理する際に考慮すべき事項及び  
一時収容場所における家きんの取扱いに関する記載の追加

## 1. 経緯

- 2009年1-5月 家きんのアニマルウェルフェアについて話し合うアドホックグループを開催。
- 2009年9月 アドホックグループの結果を踏まえてコード委員会が既存の章を改正し、加盟国に意見照会。
- 2010年2月 各加盟国からのコメントを踏まえ、再度コード委員会が改正を行い、現案を提示。

## 2. 主な追加内容

## (1) 家きんを食鳥処理する際に固有に考慮すべき事項

- ・ 移動に用いる出荷箱(クレート)への積込みの飼育密度は、気候の状況に合わせた最適なもので、コンテナ内で家きんにとって適温を維持できるものであるべき。
- ・ 意識のある鳥の翼あるいは脚が出荷箱にひっかかり、翼の脱臼あるいは骨折をしないように、積み上げ及び積み卸しの際は特に注意が必要。
- ・ 輸送状態が悪い場合、メッシュなどに鳥の翼あるいは爪がひっかかることがある。このような場合、鳥の積み卸しを行う作業者は引っかかった鳥を丁寧に解放すべき。
- ・ 鳥が互いに重なることなく床にうずくまることのできるだけの十分な空間を設けるべき。
- ・ 骨折及び/あるいは脱臼した鳥はシャックル(懸垂器)へ吊る前に人道的に処分されるべき。
- ・ 食鳥処理場に到着した時点で骨折及び/あるいは脱臼している鳥の数を検証可能な方法で記録しておくべき。翼の骨折あるいは脱臼をした家きんが2%を超えないようにし、1%未満になることを目標とすべき。

## (2) 一時収容場所における家きんのケアに関する記載

- ・ 処理されるまでの間、家きんは悪天候に晒されることなく、適切な換気がなされるべき。
- ・ 処理までの時間はできるだけ短くし、12時間を超えないようにする。
- ・ 到着時に輸送コンテナに収容されている鳥を検査すべき。コンテナは、鳥の検査及び空気の流れが円滑になるように十分スペースを空けて積み上げられるべき。

## 3. 論点

- (1) 世界共通のコードとして使用するにあたり、他に含まれるべき事項あるいは含めるべきではない事項はないか。
- (2) 下記のような具体的な数値を含めることは適切か。
- ・ 食鳥処理場に到着した時点で、羽が骨折あるいは脱臼している家きんが2%を超えないように、

1%未満になることを目的とすべき。

- ・ 処理を待っている時間は12時間未満とすべき。

## 家きんを食鳥処理する際のスタンニングに関する記載の追加

### 1. 経緯

- 2009年1-5月 家きんのアニマルウェルフェアについて話し合うアドホックグループを開催。
- 2009年9月 アドホックグループの結果を踏まえてコード委員会が既存の章を改正し、加盟国に意見照会。
- 2010年2月 各加盟国からのコメントを踏まえ、再度コード委員会が改正を行い、現案を提示。

### 2. 主な追加内容

#### (1) 家きんのスタンニング方法について

家きんには、カートリッジ、圧搾空気あるいはバネを動力とする家畜銃が使用できる。家きんに対して顔面の正中に向かって垂直に撃つのが最適である。家畜銃の使用法に基づいて発射することにより、速やかに頭蓋骨及び脳が破壊され、その結果即死させることができる。

#### (2) ウォーターバスを使用した電気スタンニングについて

- ・ シャックル（懸垂器）のサイズは鳥の脛（中足骨）に合ったものとする。
- ・ 鳥はシャックルを用いて吊るす際には両足を用いる。
- ・ 脚や翼を脱臼あるいは骨折している鳥はシャックルに吊るすのではなく、人道的に殺処分すべき。
- ・ シャックルで吊るしてからスタンニングするまでの時間は最小限にとどめる。いかなる事態でも、シャックルに吊るしてからスタンニングをするまで1分間を超えるべきではない。
- ・ ウォーターバススタンナーの高さは鳥のサイズに合わせて調節されるべきで、小さな鳥であっても翼の付け根まで水につかるようにする。
- ・ ウォーターバススタンニングに使用する機材は、主な電気値を表示し記録できるものとするべき。

#### (3) ガススタンニングについて（研究中）

- ・ 混合ガスは家きんにとって刺激的なものでないこと。
- ・ 移動用のカゴ等に入っている家きんは、適切にスタンニングされるまで、徐々に濃度の上がる二酸化炭素を暴露させることができる。放血中に鳥の意識が戻ることをないようにする。
- ・ 人道的な殺処分となるようガススタンニングのモニタリング点を定める。
- ・ 家きんのガススタンニングは、30%の二酸化炭素に最低1分間暴露させ、その後60%の二酸化炭素に最低1分間暴露させる。

### 3. 論点

- (1) 世界共通のコードとして使用するにあたり、家畜銃、ウォーターバスを使用した電気スタ

ンニング、ガススタンニングの使用に際して、上記以外に追加すべき要件あるいは含めるべきでない事項はあるか。

(2) 下記のような具体的な数値を含めることは適当か。

- ・ シャックルに吊るしてからスタンニングまで1分以下。
- ・ 家きんのガススタンニングは、30%の二酸化炭素に最低1分間暴露させ、その後60%の二酸化炭素に最低1分間暴露させる。

## 第 7.5 章 動物のと殺

第 7.5.1 条	<p>一般原則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 目的</li> <li>2. 従事者</li> <li>3. 動物の行動</li> <li>4. 行動の妨げになるもの及びその除去</li> </ol>
第 7.5.2 条	<p>動物の移動及び取扱</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般的に考慮すべき事項</li> <li>2. 家禽について考慮すべき事項</li> <li>3. コンテナで輸送される動物に関する規定</li> <li>4. 動物の拘束及び収容に関する規定</li> </ol>
第 7.5.3 条	<p>一時収容施設のデザイン及び建設</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般的に考慮すべき事項</li> <li>2. 一時収容施設のデザイン</li> <li>3. 一時収容施設の建設</li> </ol>
第 7.5.4 条	一時収容施設における動物のケア
第 7.5.5 条	妊娠している動物をと殺する場合の胎児の管理
第 7.5.6 条	取扱い及び拘束方法の解析要約及び関連するアニマルウェルフェアに関する事柄
第 7.5.7 条	<p>スタンニング方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般的に考慮すべき事項</li> <li>2. 機械的なスタンニング</li> <li>3. 電氣的スタンニング</li> <li>4. ガススタンニング</li> <li>5. 放血</li> </ol>
第 7.5.8 条	スタンニング方法の解析要約及び関連するアニマルウェルフェアに関する事柄
第 7.5.9 条	と殺方法の解析要約及び関連するアニマルウェルフェアに関する事柄
第 7.5.10 条	アニマルウェルフェアの観点から受け入れることができない方法、手続きあるいは実務

網掛け：改正が提案されている条項

## 疾病管理目的の家きんの殺処分方法に関する記載の追加

### 1. 経緯

- 2009年1-5月 家きんのアニマルウェルフェアについて話し合うアドホックグループを開催。
- 2009年9月 アドホックグループの結果を踏まえてコード委員会が既存の章を改正し、加盟国に意見照会。
- 2010年2月 各加盟国からのコメントを踏まえ、再度コード委員会が改正を行い、現案を提示。

### 2. 主な改正内容

#### (1) 二酸化炭素を使用した鳥の殺処分方法

3つの方法を提示し、それぞれ利点及び欠点などを記載。

①コンテナにガスを充満させる方法

②出荷箱あるいは組み立て式ケージをチャンバーに入れてガスを充満させる方法

③鶏舎にガスを注入する方法

また、③についてはガスが漏れないようにする等効果的な使用に関する要求事項も追記

#### (2) 窒素と二酸化炭素の混合ガスを使用した鳥の殺処分方法

出荷箱あるいは組み立て式ケージをチャンバーに入れてガスを充満させる方法を追加。

#### (3) 頸椎脱臼

ペンチで首の骨をつぶす方法を削除。

### 3. 論点

世界共通のコードとして使用するにあたり、利点、欠点など他に記載をすべき事項あるいは記載すべきではない事項はないか。

## 第 7.6 章 疾病管理目的の動物の殺処分

第 7.6.1 条	一般原則
第 7.6.2 条	組織構造
第 7.6.3 条	特別チームの責任及び資質 1. チームリーダー 2. 獣医師 3. 動物を取扱う者 4. 動物を処分する者 5. 死体を処理する者 6. 農家／オーナー／管理者
第 7.6.4 条	人道的な動物の処分を計画する際に考慮すべき事項
第 7.6.5 条	第 7.6.6 条から第 7.6.18 条にかけて記載されている処分方法をまとめた表
第 7.6.6 条	フリーブレット
第 7.6.7 条	貫通性ボルト
第 7.6.8 条	非貫通性ボルト
第 7.6.9 条	漬浸
第 7.6.10 条	電気 (2 段階適用)
第 7.6.11 条	電気 (1 段階適用)
第 7.6.12 条	二酸化炭素ガス
第 7.6.13 条	窒素及び／あるいは不活性ガスと二酸化炭素ガスの混合ガス
第 7.6.14 条	窒素及び／あるいは不活化ガスの混合ガス
第 7.6.15 条	致死性の注射
第 7.6.16 条	麻酔薬の飼料あるいは水への添加
第 7.6.17 条	頸椎脱臼及び断頭
第 7.6.18 条	ピッシング及び放血

第 7.6.8 条から第 7.6.18 条にかけて、下記の小項目がそれぞれ記載されている。

1. 序論
2. 効率的な使用のための条件
3. 利点
4. 欠点
5. 結論

網掛け：改正が提案されている条項